

教員免許更新制に関する規則をここに公布する。

○教員免許更新制に関する規則

(平成 21 年 3 月 27 日教育委員会規則第 5 号)

改正 平成 27 年 3 月 31 日教育委員会規則第 8 号

教員免許更新制に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。)第 20 条の規定に基づき、高知県教育委員会(第 12 条第 2 項において「県教育委員会」という。)の所管に係る教育職員免許状(以下「免許状」という。)の有効期間の更新及び延長並びに旧免許状所持者(教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 98 号。以下「改正法」という。)附則第 2 条第 1 項に規定する旧免許状所持者をいう。)の免許状更新講習(免許法第 9 条の 3 第 1 項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。)の課程を修了したことの確認等に関し必要な事項を定めるものとする。

(免許状更新講習を受講することができる者)

第 2 条 免許状更新講習規則(平成 20 年文部科学省令第 10 号。次項において「規則」という。)第 9 条第 1 項第 2 号の免許管理者が定める者は、県又は県内の市町村(市町村の組合を含む。)(以下「県市町村」という。)の教育職員(免許法第 2 条第 1 項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)として採用された者であって、引き続き県市町村の教育委員会(以下「県市町村教育委員会」という。)の職員として次に掲げる職にあるものとする。

(1) 教育長

(2) 県市町村教育委員会の事務局又は教育機関に置かれる職のうち職員を指揮監督するものとして県市町村教育委員会の規則その他の規程において定める職(高知県教育長(以下「県教育長」という。)が定める職を除く。)並びに指導主事、社会教育主事及び管理主事

(3) 前 2 号に掲げる職に準ずるものとして、県教育長が定める職

2 規則第 9 条第 1 項第 3 号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 県市町村の教育職員として採用された者であって、県市町村教育委員会の要請に応じ、国若しくは県市町村の職員又は規則第 9 条第 1 項第 3 号イ、ロ若しくはホに掲げる法人の役員若しくは職員(以下この号において「国等の職員」という。)となるため、県市町村を退職し、引き続き当該国等の職員として在職しているものうち、県教育長が定める者

(2) 規則第 9 条第 1 項第 3 号ハに掲げる法人(県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関

する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この号において同じ。)を設置するものに限る。)又は同号ニに掲げる法人(同号ニの幼保連携型認定こども園の設置が県内であるものに限る。)の理事

(更新講習修了確認を受ける義務を課する者)

第 3 条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成 20 年文部科学省令第 9 号。以下「改正省令」という。)附則第 3 条第 2 号の免許管理者が定める者は、前条第 1 項に規定する者とする。

2 改正省令附則第 3 条第 3 号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 縣市町村の教育職員として採用された者であって、縣市町村教育委員会の要請に応じ、縣市町村の職員又は国立大学法人(国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。)の役員若しくは職員(以下この号において「縣市町村等の職員」という。)となるため、縣市町村を退職し、引き続き当該縣市町村等の職員として在職しているもののうち、県教育長が定める者

(2) 前条第 2 項第 2 号に掲げる者であって、教育職員として勤務するもの又はその予定のもの

(免許状更新講習の免除対象者)

第 4 条 教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号。以下「施行規則」という。)第 61 条の 4 第 2 号及び改正省令附則第 10 条第 1 項第 2 号の免許管理者が定める者は、第 2 条第 1 項に規定する者とする。

2 施行規則第 61 条の 4 第 4 号の免許管理者が定める者は、第 2 条第 2 項各号に掲げる者のうち県教育長が定める者とする。

3 改正省令附則第 10 条第 1 項第 4 号の免許管理者が定める者は、前条第 2 項各号に掲げる者のうち県教育長が定める者とする。

(免許状更新講習の免除対象者に係る優秀教員表彰)

第 5 条 施行規則第 61 条の 4 第 5 号及び改正省令附則第 10 条第 1 項第 5 号の規定により免許管理者が指定する表彰は、個人に対するもので、かつ、免許状の有効期間の満了の日又は改正法附則第 2 条第 3 項に規定する修了確認期限である日前 10 年間に行われたものであって、次に掲げるものとする。

(1) 文部科学大臣による表彰

(2) 高知県教育委員会表彰規則(昭和 38 年高知県教育委員会規則第 5 号)第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる表彰のうち県教育長が定める表彰

(有効期間の更新の申請手続)

第 6 条 免許法第 9 条の 2 第 2 項の申請書の様式は、別記第 1 号様式によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は施行規則第 61 条の 10 に規定する有効期間の更新等に係る証明書

(2) 免許法第 7 条第 4 項の証明書

3 前 2 項の規定にかかわらず、施行規則第 61 条の 4 の規定に該当する者に係る免許法第 9 条の 2 第 2 項の申請書の様式は、別記第 2 号様式によるものとし、当該申請書に添付しなければならない書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる書類

(2) 施行規則第 61 条の 4 第 5 号に掲げる者にあつては、当該表彰状の写し
(有効期間の延長の申請手続)

第 7 条 施行規則第 61 条の 9 第 2 項の申請書の様式は、別記第 3 号様式によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 前条第 2 項第 1 号に掲げる書類

(2) 免許法第 9 条の 3 第 4 項の規定により免許状更新講習を受けることができない者にあつては、同項に規定する者であることを証する書類
(旧免許状所持者に係る申請手続)

第 8 条 改正省令附則第 9 条第 1 項第 1 号の更新講習修了確認に係る同条第 2 項の申請書の様式は、別記第 4 号様式によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は改正省令附則第 15 条の規定による証明書

(2) 改正法附則第 3 条第 1 項の証明書

第 9 条 改正省令附則第 9 条第 1 項第 2 号の確認に係る同条第 2 項の申請書の様式は、別記第 5 号様式によるものとする。

2 前項の申請書には、前条第 2 項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

第 10 条 改正省令附則第 9 条第 1 項第 3 号の修了確認期限の延期に係る同条第 2 項の申請書の様式は、別記第 6 号様式によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる書類

(2) 免許法第 9 条の 3 第 4 項の規定により免許状更新講習を受けることができない者にあつては、同項に規定する者であることを証する書類

第 11 条 改正省令附則第 9 条第 1 項第 4 号の認定に係る同条第 2 項の申請書の様式は、別記第 7 号様式によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる書類

(2) 改正省令附則第 10 条第 1 項第 5 号に掲げる者にあつては、当該表彰状の写し
(証明書の再発行)

第 12 条 施行規則第 61 条の 10 に規定する有効期間の更新等に係る証明書又は改正省令附則第 15 条の規定による証明書を破損し、又は紛失した者は、当該証明書の再発行を受けることができる。

2 前項の規定に基づき証明書の再発行を受けようとする者は、高知県証明事務手数料徴収条例施行規則(昭和 31 年高知県規則第 61 号)第 2 条の規定にかかわらず、別記第 8 号様式による証明書再発行申請書を県教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第 13 条 この規則の施行に関し必要な事項は、県教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

2 教育職員免許状に関する規則(昭和 44 年高知県教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 27 年 3 月 31 日教育委員会規則第 8 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の教員免許更新制に関する規則別記様式は、この規則による改正後の教員免許更新制に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

別記第 1 号様式(第 6 条関係)

有効期間更新申請書

[別紙参照]

第 2 号様式(第 6 条関係)

免許状更新講習免除による有効期間更新申請書

[別紙参照]

第 3 号様式(第 7 条関係)

有効期間延長申請書

[別紙参照]

第4号様式(第8条関係)

更新講習修了確認申請書

[別紙参照]

第5号様式(第9条関係)

修了確認期限経過後の期間内確認申請書

[別紙参照]

第6号様式(第10条関係)

修了確認期限延期申請書

[別紙参照]

第7号様式(第11条関係)

免許状更新講習免除申請書

[別紙参照]

第8号様式(第12条関係)

証明書再発行申請書

[別紙参照]